

令和2年5月12日

各 学 部 長
地 域 創 造 学 環 長
光 医 工 学 研 究 科 長
創 造 科 学 技 術 大 学 院 長
電 子 工 学 研 究 所 長
グ リ ー ン 科 学 技 術 研 究 所 長
各 学 内 共 同 教 育 研 究 施 設 長
イ ノ ベ ー シ ョ ン 社 会 連 携 推 進 機 構 長
国 際 連 携 推 進 機 構 長 殿
未 来 社 会 デ ザ イン 機 構 長
安 全 衛 生 セ ン タ ー 長
男 女 共 同 参 画 推 進 室 長
附 属 図 書 館 長
事 務 局 長
技 術 部 長
保 健 セ ン タ ー 所 長

学 長

新型コロナウイルス感染症に関する就業上の取扱いについて（通知）【第6報】（抄）

標記については、令和2年4月3日付け「新型コロナウイルス感染症に関する就業上の取扱いについて（通知）【第5報】」により通知しているところですが、令和2年5月8日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について」（厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部）により、新型コロナウイルス感染者についての相談・受診の目安が改訂されたことを受け、新型コロナウイルス感染症に関する就業上の取扱いについて、別紙のとおり定めましたので、教職員に周知していただくとともに、遺漏ないようご対応願います。

なお、第5報からの主な変更点は下記のとおりです。

また、令和2年4月3日付け「新型コロナウイルス感染症に関する就業上の取扱いについて（通知）【第5報】」は、本日をもって廃止します。ただし、廃止日において第5報に基づいて処理している就業上の取扱いについては、引き続き第5報に基づいて処理するものとします。

記

第5報からの変更点

「新型コロナウイルス感染症のまん延を防ぐために学長が必要と認める教職員に関する就業上の取扱い」の対象者を、令和2年5月8日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について」（厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部）に基づき、次のとおり改めることとした。

「新型コロナウイルス感染症のまん延を防ぐために学長が必要と認める教職員に関する就業上の取扱い」の対象者 下線は変更箇所

変更前（第5報）	変更後（第6報）
<p>新型コロナウイルス感染症のまん延を防ぐために学長が必要と認める教職員とは、次に掲げるいずれかの者をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上（※）続く者（解熱剤を飲み続けなければならない者も同様）</u> <ul style="list-style-type: none"> ※ <u>高齢者をはじめ、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患等））がある者や透析を受けている者、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている者にあつては2日程度、妊娠中の者にあつては2日以上</u> ・ <u>強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある者</u> ・ <u>新型コロナウイルス感染症が確定した者と濃厚接触があった者であつて、濃厚接触があったときから14日経過していない者</u> 	<p>新型コロナウイルス感染症のまん延を防ぐために学長が必要と認める教職員とは、令和2年5月8日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について」（厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部）により示された「帰国者・接触者相談センター等に御相談いただく目安」に該当する者をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ☆ <u>息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合</u> ☆ <u>重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合</u> <ul style="list-style-type: none"> （※） <u>高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方</u> ☆ <u>上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合</u> <ul style="list-style-type: none"> （症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）

新型コロナウイルス感染症に関する就業上の取扱い

I 新型コロナウイルスに感染した教職員（大学の非常勤講師を除く。以下同じ。）に関する就業上の取扱い

1. 新型コロナウイルスに感染した教職員に対する就業上の措置

- ・ 就業禁止とする。
- ・ 就業禁止期間の末日は、原則として、治癒日とする。

2. 就業禁止となった教職員における手続き

- 1) 新型コロナウイルスに感染したことにより就業禁止となった教職員は、新型コロナウイルスに感染した旨を部局の総務担当に連絡するとともに、医療機関等の指示に従うものとする。
- 2) 同教職員は、治癒したときは、医療機関等の治癒証明書等を部局の総務担当に提出するものとする。

3. 部局の総務担当における手続き

- 1) 部局の総務担当は、新型コロナウイルスに感染した旨の連絡を教職員から受けたときは、その旨を保健センター及び総務部職員課へ連絡するものとする。
- 2) 同担当は、就業禁止となった教職員から提出された治癒証明書等を保管するものとする。
- 3) 同担当は、就業禁止となった教職員に係る労働時間報告については、総務部人事課と協議のうえ対応するものとする。
- 4) 同担当は、就業禁止となった教職員に係る出勤簿については、就業禁止となる日の上欄に「就業禁止」と表示するとともに、摘要欄にその事由及び期間を記載するものとする。

II 新型コロナウイルス感染症のまん延を防ぐために学長が必要と認める教職員に関する
就業上の取扱い 【別添のフローチャート参照】

1. 新型コロナウイルス感染症のまん延を防ぐために学長が必要と認める教職員に
対する就業上の措置

- ・ 就業禁止とする。
- ・ 就業禁止期間の末日は、原則として、在住する地域の各保健所に開設される「帰国者・接触者相談センター」の指示、医療機関等の検査結果等をもとに判断した日とする。

2. 該当者

新型コロナウイルス感染症のまん延を防ぐために学長が必要と認める教職員とは、令和2年5月8日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について」（厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部）により示された「帰国者・接触者相談センター等に御相談いただく目安」に該当する者をいう。

☆ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

☆ 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

（※） 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

☆ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合（症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）

3. 就業禁止となった教職員における手続き

- 1) 「2. 該当者」に該当したことにより就業禁止となった教職員は、直ちにその旨を部局の総務担当に連絡するとともに、在住する地域の各保健所に開設される「帰国者・接触者相談センター」に相談し、同センターの指示に従うものとする。
- 2) 同教職員は、相談結果及び検査結果（帰国者・接触者外来を設置している医療機関において検査を受けた場合に限る。）を部局の総務担当及び保健センターに報告するものとする。

報告にあたって、検査結果報告書がある場合は、同報告書を部局の総務担当に、同報告書の写しを保健センターに提出するものとする。

静岡大学保健センター静岡支援室 054-238-4468

静岡大学保健センター浜松支援室 053-478-1012

- 3) 同教職員は、相談結果及び検査結果を踏まえた保健センターからの連絡を受けた後に、就業を開始するものとする。

4. 部局の総務担当における手続き

- 1) 部局の総務担当は、「2. 該当者」に該当する旨の連絡を教職員から受けたときは、その旨を保健センター及び総務部職員課に連絡するものとする。
- 2) 同担当は、就業禁止となった教職員から提出された検査結果報告書等を保管するものとする。
- 3) 同担当は、就業禁止となった教職員に係る労働時間報告については、総務部人事課と協議のうえ対応するものとする。
- 4) 同担当は、就業禁止となった教職員に係る出勤簿については、就業禁止となる日の上欄に「就業禁止」と表示するとともに、摘要欄にその事由及び期間を記載するものとする。

Ⅲ 外国から来航する航空機又は船舶に搭乗し又は乗船していた教職員に関する就業上の取扱い

1. 外国から来航する航空機又は船舶に搭乗し又は乗船していた教職員に対する就業上の措置

- ・ 「2. 該当者」に該当する教職員は、就業禁止とする。
- ・ 就業禁止期間の末日は、降機日又は下船日から14日経過した日とする。

2. 該当者

外国から来航する航空機又は船舶に搭乗し又は乗船していた教職員に対する就業上の措置の対象者は、次に掲げるいずれかの者をいう。

- ・ 令和2年3月23日以降に外国から来航する航空機又は船舶に搭乗し又は乗船していた教職員
- ・ 令和2年3月22日以前に外国から来航する航空機又は船舶に搭乗し又は乗船していた教職員であって、学長が特に必要と認める者

3. 就業禁止となった教職員における手続き

- 1) 「2. 該当者」に該当したことにより就業禁止となった教職員は、直ちにその旨及び次の事項を部局の総務担当に連絡するものとする。
 - ・ 外国での滞在地及び滞在期間
 - ・ 外国から日本への出発日及び出発地
 - ・ 航空機又は船舶の便名、出発時刻及び到着時刻
 - ・ 日本の到着日及び到着地
- 2) 同教職員は、就業禁止期間は自宅等に待機し、健康状態の経過観察をするものとする。
- 3) 同教職員は、就業禁止期間中、部局の総務担当と連絡がとれるようにするものとする。
- 4) 同教職員は、就業禁止後に出勤する場合は、あらかじめ部局の総務担当に連絡するものとする。
- 5) 同教職員は、就業禁止後に出勤したときは、速やかに1)に掲げる事項（一つ目の事項を除く。）を証する書面を部局の総務担当に提出するものとする。

4. 部局の総務担当における手続き

- 1) 部局の総務担当は、「2. 該当者」に該当する旨の連絡を教職員から受けたときは、その旨を保健センター及び総務部職員課に連絡するものとする。
- 2) 同担当は、就業禁止となった教職員の健康状態の経過観察を把握するものとする。
- 3) 同担当は、就業禁止となった教職員に係る労働時間報告については、総務部人事課と協議のうえ対応するものとする。
- 4) 同担当は、前記5)に基づき、就業禁止となった教職員から提出された証

明書等を保管するものとする。

- 5) 同担当は、就業禁止となった教職員に係る出勤簿については、就業禁止となる日の上欄に「就業禁止」と表示するとともに、摘要欄にその事由及び期間を記載するものとする。

本通知内容は、今後の新型コロナウイルス感染症の流行状況、厚生労働省等からの通知、本学の産業医の意見等を踏まえて見直すことがあるため、新型コロナウイルスに関する学内周知及び関連情報を取りまとめた次のサイトを随時参照するものとする。

https://www.shizuoka.ac.jp/news/2020/covid-19_portal.html

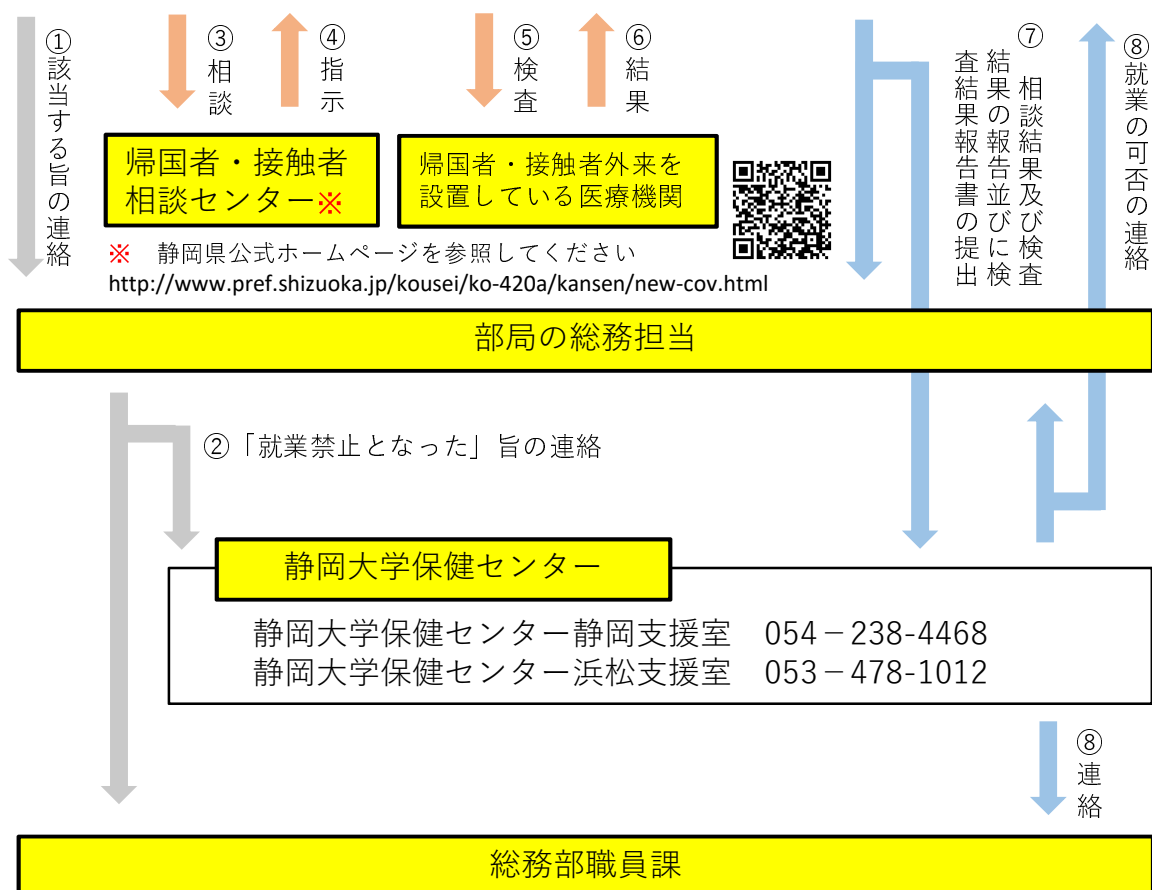
新型コロナウイルス感染症のまん延を防ぐために学長が必要と認める教職員の就業上の取扱い

教職員

令和2年5月8日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について」（厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部）により示された「帰国者・接触者相談センター等に御相談いただく目安」（後述のとおり）に該当する者については、**就業禁止**とします。

つきましては、該当する者は、直ちに該当した旨を部局の総務担当に連絡するとともに、「帰国者・接触者相談センター」に相談し、同センターの指示に従って下さい。

- ☆ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ☆ 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
（※） 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- ☆ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
（症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）



今後の新型コロナウイルス感染症の流行状況、厚生労働省等からの通知、本学の産業医の意見等を踏まえて見直すことがあるため、新型コロナウイルスに関する学内周知及び関連情報を取りまとめた次のサイトを随時参照して下さい。

https://www.shizuoka.ac.jp/news/2020/covid-19_portal.html

参考資料

事務連絡
令和2年5月8日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省
新型コロナウイルス感染症対策推進本部

新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について

新型コロナウイルス感染症の相談・受診については、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について」（令和2年2月17日各都道府県衛生主管部（局）宛厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について」（令和2年3月22日各都道府県衛生主管部（局）宛厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部）において、お示したところです。

今般、新型コロナウイルス感染症専門家会議の議論を踏まえ、一般の方々に向けた受診・相談の目安について、別紙の通り改訂致しました。

これは、どのような方にどのような場合に相談・受診いただくのが適切か、その目安を示すことで、必要な方が適切なタイミングで医療を受けられる体制を確保することを目指したものです。運用につきましては、その方の状況をふまえ、柔軟に判断を行って頂きますようお願い致します。

つきましては、内容を御了知の上、関係各所への周知及び住民の方々への情報発信を行っていただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安

1. 相談・受診の前に心がけていただきたいこと

- 発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控える。
- 発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録しておく。
- 基礎疾患（持病）をお持ちの方で症状に変化がある方、新型コロナウイルス感染症以外の病気が心配な方は、まずは、かかりつけ医等に電話で御相談ください。

2. 帰国者・接触者相談センター等に御相談いただく目安

- 少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐに御相談ください。（これらに該当しない場合の相談も可能です。）

☆ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

☆ 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

☆ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

（症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）

- 相談は、帰国者・接触者相談センター（地域により名称が異なることがあります。）の他、地域によっては、医師会や診療所等で相談を受け付けている場合もあるので、ご活用ください。

（妊婦の方へ）

妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに帰国者・接触者相談センター等に御相談ください。

（お子様をお持ちの方へ）

小児については、小児科医による診察が望ましく、帰国者・接触者相談センターやかかりつけ小児医療機関に電話などで御相談ください。

※なお、この目安は、国民のみなさまが、相談・受診する目安です。これまで通り、検査については医師が個別に判断します。

3. 医療機関にかかる時のお願い

- 複数の医療機関を受診することにより感染を拡大した例がありますので、複数の医療機関を受診することはお控えください。
- 医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット（咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖・肘の内側などを使って、口や鼻をおさえる）の徹底をお願いします。